



様式第1号（第5条関係）

2023年7月12日

世羅町長 様

申請者

団体住所 世羅郡世羅町黒川 10282-1

団体名 黒川自治会

代表者氏名 会長 中島 強



令和6年度世羅町元気な地域づくり応援事業プロジェクト認定申請書

つぎのとおり世羅町元気な地域づくり応援事業のプロジェクト認定を受けたいので、世羅町元気な地域づくり応援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. プロジェクト名称

『グラウンドゴルフで黒川から、世羅を紹介するプロジェクト』

2. 補助対象事業費

850,000 円

3. 目標金額（補助金交付希望額）

750,000 円

4. 成立金額（事業の実施に最低限必要な補助金額）

500,000 円

5. 添付書類

- (1) 事業計画及び収支予算書 ✓
- (2) 団体の規約又は定款 ✓
- (3) 事業位置図・事業実施場所写真 ✓
- (4) 団体の構成員名簿 ✓
- (5) 団体の決算書・総会資料 ✓
- (6) 見積書（又は設計書） ✓
- ~~(7) 図面~~

次の点について了解のうえ申請してください。了解された場合はしてください。

この認定申請は、プロジェクトの実施を希望する年度の前年度に行うものです。

認定申請と同一年度にプロジェクトを実施することはできません。

「」年度はプロジェクト実施年度を記入してください。

この認定申請書等は、ふるさと納税の募集等のため、世羅町ホームページに公開します。

2. 事業計画

①プロジェクト名称	「グラウンドゴルフで黒川から、世羅を紹介するプロジェクト」	
□プロジェクト名称はふるさと納税等を募集する際にも使用するため、簡潔で分かりやすい名称としてください。		
②このプロジェクトに取り組む理由	<p>黒川地区は、人口約600名で高齢化率53%に達するなど、典型的な少子高齢化地区であるが、主産業が農業で高齢でありながら、農業を通じて体を動かしている人が多いためか、元気な年寄りの多い地域でもある。</p> <p>特に、60歳以上を対象に組織されている老人クラブ、黒川暁クラブでは、会員数76名の会員を有し、元気な会員をメインとして、年間を通じて多数の行事を企画し展開されており、町内でもこのように組織立って行事が出来ている老人クラブは珍しい。</p> <p>こうした元気な高齢者を中心に、他地区や町外から来ていただける様なグラウンドゴルフの大会を企画したい。</p> <p>また、黒川地区の観光の拠点である「せらにし青少年旅行村」の指定管理者(有)ジャパンクリーンサービスと連携して黒川地区への来訪者を呼び込む、継続的な大会にしたい。</p> <p>大会の賞品を町内の施設の入場券や特産品等を利用し、世羅町に再度来ていただける、世羅町のことを知っていただける仕掛けを行いたい。</p> <p>春から夏であれば、世羅町内の芝桜やチューリップ・ひまわり等の施設の入場券をグラウンドゴルフの賞品に出し、秋には、町内のナシ、リンゴ、コメ等をメインの賞品として提供しこの地域の特産品の味覚を味わってもらいたい。</p> <p>その体験から、再度訪問して、さらに、世羅町の味覚と観光の再発見に繋がるきっかけとなり、春と秋の両方の大会を、毎年実施し、例年、楽しみにしてやってきてもらえるような大会にしたい。</p> <p>【資料】</p> <p>特にコメ（世羅のコシヒカリ）は、他の地区の米と比較してもらえれば、必ず「おいしい」と評価いただける自信がある。コメのおいしさが知れ渡り購入量が増えてくれば、保管することなく集荷できる。</p> <p>黒川地区にある、上谷農園のブドウも、非常に甘くて美味しい。それらを広く知ってもらいたい。</p>	
□社会的背景や地域の現状を踏まえて、プロジェクトの必要性や目的など記載してください。		
③実施場所及び効果の及ぶエリア	実施場所	世羅町大字黒川 527-14 番地
	効果の及ぶエリア	世羅町内
<input checked="" type="checkbox"/> 具体的な施設整備やイベントを行う場所の分かる地図・写真を添付してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 必ずしも町内で実施する必要はありませんが、効果が町内に及ぶことが必要です。		
④実施予定期間及びスケジュール	令和6年 4月 15日 ~ 令和6年 11月 15日	
	4月～6月	春の大会
	7月～9月	
	10月～12月	秋の大会
	1月～2月	
<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの実施年度は申請年度の翌年度になります。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね四半期毎のスケジュールを記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 2月末までの事業完了・実績報告が必須となります。		
⑤実施内容	<p>以下2回を実施予定</p> <p>① グラウンドゴルフ大会（春・秋の2回） 参加費 1,000 円/人払っていただければ、年齢、性別関係なく参加していただける。</p> <p>② 場所 せらにし青少年旅行村グラウンド</p> <p>③ 賞品 ・施設の入場券等</p>	

	<p>各施設（特にせらにし青少年旅行村）の宣伝も行い、入場券をもらった人は、再度世羅に家族で来てもらえるような仕掛けを行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米（世羅のコメのおいしさ再発見をしてもらう） 世羅のコシヒカリは、地域的にも東北と同じような環境の地域で栽培されており、食べた人は必ず美味さを実感してもらえる。 （特に世羅町以外から来た人） ・梨・りんご・ブドウ・その他 町内の特産物を賞品として提供し、町内産のものがどれくらいおいしいかわかってもらえるようにする。 <p>④ 大会補助者 黒川地区外のグラウンドゴルフクラブの会員の方や自治組織の体育部等に応援をいただく。（関係人口の増）</p> <p>⑤ 大会参加要請 今まで交流を続けてきた、世羅町以外のグラウンドゴルフチームへ打診、宣伝を行う。</p>
<p>☑具体的な建物、モニュメント等の施設整備内容やイベント等の開催内容などを記載してください。</p> <p>☑プロジェクトの進め方や実施方法（活動地域・対象者）など、確実な実施ができるかも記載してください。</p> <p>☑プロジェクトへの地域の住民・企業等の参画の度合いなど、地域を巻き込む取組みを記載してください。</p> <p>☑プロジェクトのアピールポイント（活動の独創性・工夫している点・熱意）なども記載してください。</p>	
<p>⑥ プロジェクト実施翌年度以降の取組み</p>	<p>① 運営方法の協議 自治会総会後、せらにし青少年旅行村の指定管理者である、（有）ジャパנקリーンサービスへ中・長期の事業計画を提出し、この大会の運営方法等を協議し、連携を深め大会を発展させていく。</p>
<p>☑整備した施設等の活用方法や、イベントや取組みなどの翌年度以降の継続性などを記載してください。</p> <p>☑自立的な活動の継続が期待できる取組みかどうかポイントとなります。</p>	
<p>⑦ 実施効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・せらにし青少年旅行村の場所や黒川地域の行事に伴い地域の認知、世羅町の認知、産物の味覚認知、各施設を認知してもらえる。 ・町内の各施設の紹介ができ、再度訪問していただけることが望める ・商品として出した、施設の入場券や産物の評価していただき、認知が高まり購入機会が増える。
<p>☑地域の課題解決につながる効果を具体的に記載してください。</p> <p>☑町内の他の地域への波及効果も記載してください。</p> <p>☑町の魅力を町外に広く発信するなど町外への効果もあれば記載してください。</p> <p>☑団体等の利益が発生する場合には、地域の利益が上回ることを具体的に記載してください。</p>	

3. 収支予算

【①支出】

区 分	内 訳	金 額
需用費 報償費 印刷製本費	大会運営準備費用	234,800
	審判講習・お茶代 20人*160円*3回、	9,600
	審判講習参加費用 4H*20人*3回*930円/H	223,200
	審判講習資料 100円*20人	2,000
委託料	大会場所準備費用 (有)ジャパנקリーンサービス	220,000 220,000
需用費 役務費 需用費	宣伝・通信費	61,200
	大会案内 印刷費 100円*500部	50,000
	大会結果 通信費 20/チーム*2回*84円	3,360
	事務用品費 (封筒、用紙、バインダー)	7,840
賞品代 (2大会分)	(167,000*2回)	334,000
	1位 5,000円*2人(男女)	10,000
	2位 3,000円*2人(男女)	6,000
	3位 2,000円*2人(男女)	4,000
	飛び賞 2,000円*40人分	80,000
	HIO賞 1,000円*40人分	40,000
	参加賞 500円*54人分	27,000
	(167,000*2回)	
合 計		(a) 850,000

【②収入】

(補助対象経費算出)

区 分	内 訳	金 額
参加費等	1,000円*100人	(b) 100,000
補助対象経費	(a) -(b)	(c) 750,000

(目標金額) *目標金額は補助金申請額で、補助金の上限となる額です。

区 分	内 訳	金 額
目標金額 (補助金申請額)		750,000
自己資金 (会費など)		
その他 (寄付、利息など)		
合 計		(d) 750,000

(成立金額) *成立金額はプロジェクトの実施に最低限必要な金額で、下回った場合には補助金は交付しません。

区 分	内 訳	金 額
成立金額		500,000

自己資金（会費など）		250,000
その他（寄付、利息など）		
合 計	(d')	750,000

- 参加費を徴収するイベントなどは参加費相当額を補助対象経費から除きます。ただし、参加費相当額を確認するため、支出には参加費相当額も含めた金額を記載してください。
- 「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載してください。
- 「内訳」の欄には、収入及び支出毎の概要（積算根拠など）を記載してください。
- 金額の根拠となる書類（カタログ、見積書等）を添付してください。
- 建物の整備などの場合は、図面を添付してください。
- 目標金額、成立金額は 20 万円以上 1000 万円以下の範囲で、千円単位で記入してください。
- (c) と (d)・(d') は、必ず一致させてください。
- 本様式を元気な地域づくり応援事業補助金交付要綱第 6 条に基づく補助金交付申請の際に使用する場合は、(成立金額)の表への記入は不要です。

4. 確認事項（次の事項を確認し、してください）

- ① 元気な地域づくり応援事業補助金交付要綱ならびに元気な地域づくり応援事業補助金申請要項の内容を順守したうえで、本申請を行います。
- ② 「元気な地域づくり応援事業プロジェクト認定申請書」並びに添付書類の記載内容は真実であり、虚偽の内容はありません。
- ③ 個人情報について次の事項に同意します。
 - ・申請書、変更申請書、実績報告書および添付した資料に記載されている事項は、当事業の運営に必要な範囲で、審査会委員や世羅町が取得・利用すること、また、ふるさと納税の募集や結果を公表するため、これらの情報が世羅町ホームページ等に公開され、マスコミ等一般に公開されること。
 - ・公開審査会の際に、提出された書類を基に作成した申請内容要約書を一般に配布すること。
- ④ 申請内容について、詳細な情報・資料を求められた場合は提供します。
- ⑤ 各種法令等を遵守し、申請内容を必ず実施します。申請したプロジェクトが成立したにも関わらず、事業を実施しなかった場合は、成立通知書を受け取った日の属する町の会計年度及び翌会計年度にこの補助金の申請をすることができないことを了承のうえ、申請します。
- ⑥ 本事業により整備した施設等の財産は適正に管理します。また、整備後5年間は、補助目的・申請内容に沿って使用します。

上記の点、確認しました。

団体住所 世羅町大字黒川 10282-1 番地
 団体名 黒川自治会
 代表者氏名 会長 中島 強



・個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、申請者の個人情報は本事業を遂行するために必要な範囲に限定して利用します。

【自由記述】プロジェクトに対する意気込みなど、自由にご記入ください。

せらにし地区で町外の人を呼び込める行事等が少なく、今後、いろいろな行事を拡大検討していきたい、先ず最初のプロジェクトとしたい。

◎最後にチェックしてください。申請書類・添付書類に漏れはありませんか？

<input checked="" type="checkbox"/>	内容【必須】となっているものは必ず提出が必要)	公開・非公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】元気な地域づくり応援事業プロジェクト認定申請書(様式第1号)	公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】事業計画及び収支予算書(様式第2号)	加工公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】団体の規約又は定款	公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】事業位置図・事業実施場所写真	加工公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】団体の構成員名簿	非公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】団体の決算書・総会資料	非公開
<input checked="" type="checkbox"/>	【必須】見積書(又は設計書)	非公開
<input type="checkbox"/>	図面(施設整備が伴う場合は必須)	公開

*公開とされているものはホームページで公開します。加工公開とされているものは、一部加工したうえで公開します。

*著作権等のため、公開としているものも加工することがあります。

*申請者が希望された場合、非公開としているものも加工のうえ公開する場合があります。

*書類は可能な限り電子データでも提出してください。

*書類は公開審査会でコピーを配布する場合があります。

黒川自治会規約

黒川自治会

自治会承認日：2020年12月20日

世羅町認可日：2021年01月21日

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は黒川自治会（以下「会」という）と称する。

第2条 (区域)

本会の区域は、大字黒川、大字中及び大字吉原及び大字小国中ケ原の一部区域とする。

第3条 (事務所の位置)

本会の事務局は、黒川自治センター（以下「センター」という）内に置く。

第4条 (目的)

本会は、黒川地域における協同と自治に根ざした住民相互の親睦と文化の向上及び福祉の増進を図り、防災に努め、心のふれあう明るく住みよい地域づくりをめざすことを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の親睦と福祉の向上に関する事
- (2) 自治会活動の促進に関する事
- (3) 区域内の環境の保全・改善に関する事
- (4) 地域教育力の向上に関する事
- (5) 地域文化の保全・創造に関する事
- (6) スポーツの振興と健康増進に関する事
- (7) 区域内の防犯・防災に関する事
- (8) センターの管理運営に関する事
- (9) その他目的の達成に必要な事

第2章 会員

第6条 (会員及び準会員)

- 1 会員は、第2条に定める区域に住所を有し、会員になることを承認した者とする。
- 2 住所を有しない者であっても、会費を納入すれば準会員として認める。
但し、総会の議決権は認めない。

【準会員登録申請書】 KBC-01-01

第7条 (会費)

会費は、一戸を単位として総会において定めた会費500円を納入するものとする。

第8条 (入会)

- 1 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 2 本会に入会の届出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【自治会入会申請書】KBC-02-01

第9条 (退会等)

- 1 会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。
 - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人により退会の届出が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員**第10条 (役員の種類)**

本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事 | 7名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |

第11条 (役員を選出)

- 1 会長及び副会長は、理事会において互選する。
- 2 理事・監事は、総会において選任する。
- 3 監事は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることができない。

第12条 (役員職務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、理事会の運営、センターの指定管理の代表者となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、本会の理事会の運営を行い、会長を補佐する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。

- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要と認めるときは、臨時総会の招集を請求する

第13条 (役員報酬)

- 1 この会の会長には、世羅町役場からの人件費補助基準に基づき報酬が支払われる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関しては、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第14条 (役員任期)

- 1 役員任期は、原則2年とする。但し再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第15条 (役員解任)

役員が規約に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 総会

第16条 (総会の種別)

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

第17条 (総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

第18条 (総会の権能)

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第19条 (総会の開催)

- 1 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第 20 条 (総会の招集)

- 1 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

第 21 条 (総会の議長)

総会の議長は、総会において、出席した会員の中から選出する。

第 22 条 (総会の定足数)

総会は、委任状を含む会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

第 23 条 (総会の議決)

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 24 条 (会員の議決権)

会員は総会において、各々一箇の表決権を有する。

第 25 条 (総会の議決事項)

総会の議決事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 役員承認に関すること
- (3) 事業実施計画及び事業報告の承認に関すること
- (4) 予算及び決算の承認に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

第 26 条 (総会の書面表決等)

- 1 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任状等により委任することができる。
- 2 会員は、総会に出席を希望する場合や、前項の規定により書面決議する場合、又は他の会員を代理人として表決を委任する場合には、総会開催日の 3 日前までに事務局にその意思を示さねばならない。会員が、事務局に出席等の意志を示さない場合、代議員である振興区長に委任したものとみなす。
- 3 前項の場合における第 22 条及び第 23 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【委任状】 KBC-03-01

【総会出席申請書】 KBC-04-01

第 27 条 (総会の議事録)

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会及び組織**第 28 条** (会議の種類)

本会に次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 総会
- (3) 代議員会
- (4) 自治組織部会
- (5) その他の会議

第 29 条 (代議員会)

- 1 本会の運営を円滑に行うため、代議員会を設ける。
- 2 代議員会の構成員は、各振興区区長、自治組織部会長、自主防災部長、民生委員、黒川暁クラブ会長、女性部会長、スポーツ推進委員、農業委員、消防団関連、防犯組合員、社会教育委員・学校関係者代表、学校関係保護者代表、有識者、とする。
- 3 本会の運営は、センター長が行う。

第 30 条 (理事会)

- 1 総会・代議員会の運営を円滑に行うため、理事会を設ける。
- 2 理事会の委員は、第 10 条の役員、理事より上位の役員によって組織する。
- 3 理事の選任は、総会において選任する。
- 4 理事会の招集は会長が行う。
- 5 理事会は、総会・代議員会に諮る議題について原案をつくる。
- 6 理事会の議長は、会長が行う。

第 31 条 (理事会の議決事項)

理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会で委任された事項
- (3) 総会の議決事項の執行に関する事
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事

第32条 (組 織)

- 1 第4条の目的達成のため、以下の部を置く。
 - (1) 黒川暁クラブ
 - (2) 女性部
 - (3) 体育部
 - (4) 福祉部
 - (5) 環境部
 - (6) 自主防災部
- 2 各部に、代表部長、代表副部長を置く。
- 3 各部会は、代表部長が事業の計画・実施をする。
- 4 大きな事業は他の部の協力を得て行う。
- 5 会議は各部代表部長が運営を行う。
- 6 各部会において必要と認める場合は、個別事業推進組織（実行委員会等）を設けて行う事もできる。

第33条 (自治組織各部会)

- 1 自治組織各部会の招集は、各部会の代表部長が招集する。
- 2 自治組織各部会は行事執行に伴う内容を審議する。
- 3 自治組織各部長は、各振興区で選任される。
- 4 自治組織各部会は第34条による、各部長によって組織する。

第34条 (会の構成)

黒川自治会の構成は、別表のとおりとする。

第35条 (事務局)

- 1 本会に事務局を置く。
- 2 事務局職員は、センター長1名、事務局職員（スタッフ）若干名とし、理事会において諮り、会長が任命する。
- 3 自治センター長は、会の事務を統括し、自治センター・スポーツ広場の、管理運営することを掌理する。
- 4 事務局職員は、自治センター長を補佐する。

第6章 資産及び会計

第36条 (資産の構成)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第37条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決によりこれを定める。

第38条 (資産の処分)

本会の資産で第36条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

第39条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第40条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、事業年度終了後2か月以内にその年度の監査を経て、総会で承認を受けなければならない。

第41条 (監査)

監事は、毎年度1回以上期日を決めて監査をしなければならない。

第42条 (会計帳簿整理)

- 1 本会の収入・支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備しなければならない。
- 2 必要に応じて、特別会計を設けることができる。
- 3 指定管理に係る経費は、特別会計として処理する。
- 4 会は、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、事務処理に著しい支障が生じるなど正当な理由がない限り、職員の立会いのもとに帳簿を閲覧させなければならない。

第43条 (事業計画及び収支予算)

- 1 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を規準として、収入・支出すること

ができる。

第44条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 規約の変更及び解散

第45条 (規約の変更)

この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て、かつ世羅町長の認可を受けなければ変更することはできない。

第46条 (解散)

- 1 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。
第260条の2地縁団体は、次に掲げる理由によって解散する。
 - (1) 規約に定めた解散事由の発生
 - (2) 破産手続開始の決定
 - (3) 認可の取消し
 - (4) 総会の決議
 - (5) 構成員が欠けたこと
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第8章 雑 則

第47条 (備付け帳簿の整備)

本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び理事会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

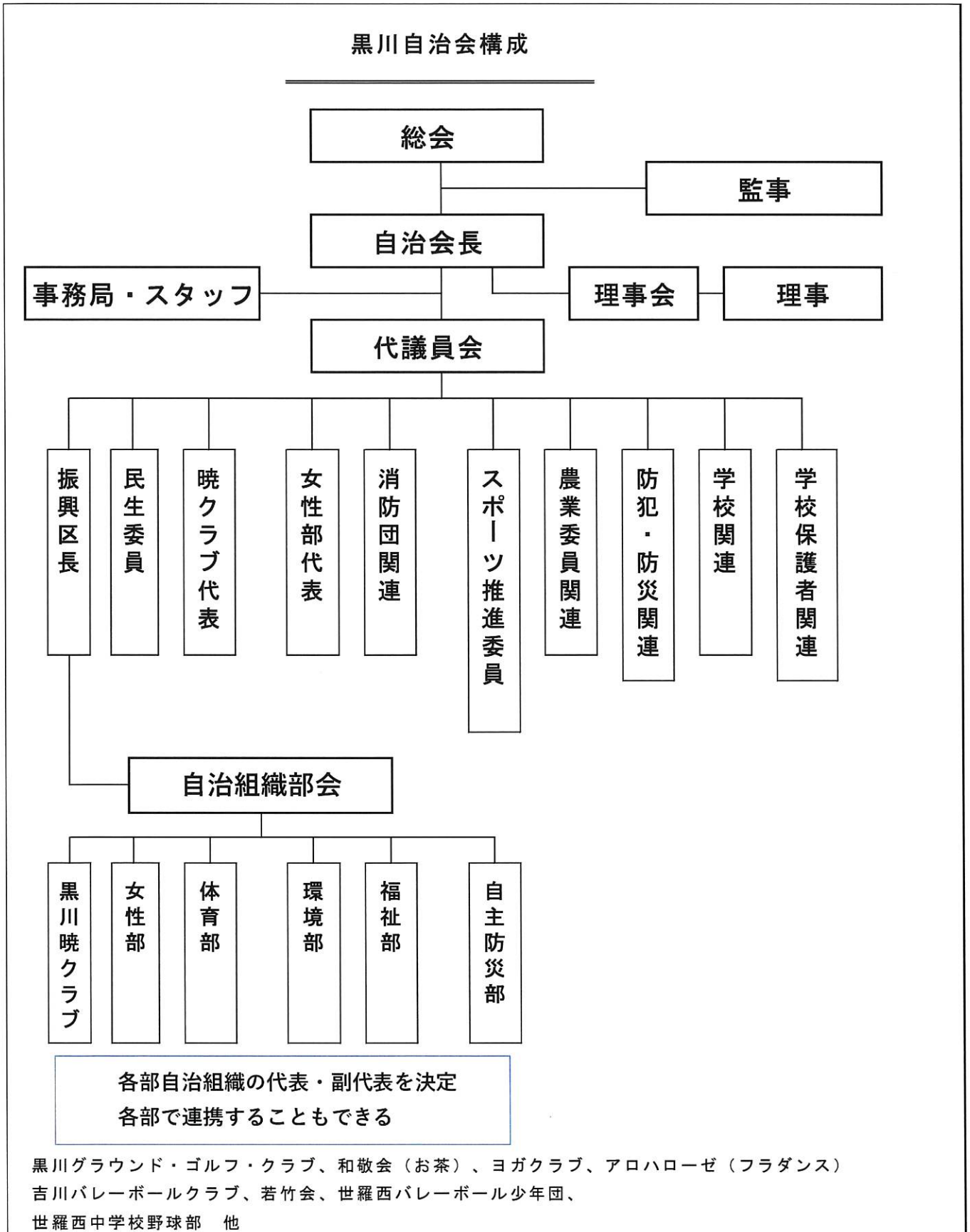
第48条 (委任)

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

- 1 黒川地区振興協議会は、令和3年2月1日より、黒川自治会に移行する。
- 2 この規約は、令和3年2月1日から施行する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和3年3月31日までとする。

別表



KB-01 黒川自治会規約 履歴

世羅町承認日 (効力 発効日)	版 番号	改 定 内 容
令和3年1月21日認可	00	世羅町認可 令和3年1月21日 黒川自治会規約制定